

平成 20 年度第 5 回常務理事会議事録

日 時：平成 20 年 10 月 17 日（金）15：00～17：40

会 場：事務局 会議室

出席者：

理事長：吉村 泰典

副理事長：岡村 州博、落合 和徳

理 事：井上 正樹、岩下 光利、岡井 崇、嘉村 敏治、田中 俊誠、平松 祐司、星 和彦、
星合 昊、吉川 裕之、和氣 徳夫

監 事：佐藤 章

幹事長：矢野 哲

副幹事長：澤 倫太郎

幹 事：新井 隆成、内田 聡子、梶山 広明、北澤 正文、久具 宏司、小林 陽一、下平 和久、
高倉 聡、橋口 和生、濱田 洋実、阪埜 浩司、平田 修司、堀 大蔵、増山 寿、
村上 節、渡部 洋

総会議長：松岡幸一郎

総会副議長：足高 善彦、清水 幸子

委員長：海野 信也

事務局：荒木 信一、桜田 佳久

資 料

第 5 回常務理事会業務担当理事報告並びに関連協議事項予定内容

1：第 4 回常務理事会議事録（案）

総務 1-1：入会年度別・卒業年度別新入会員推移

総務 1-2：平成 19 年度退会者数、資格喪失者数及び退会理由

総務 2-1：JMARI Report “A Healthcare Crisis in Japan: Criminalizing medical malpractice”

総務 2-2：日経新聞 10 月 2 日付記事「大野病院医師の処分を取り消し」

総務 3-1：定款新旧対照表

総務 3-2：各地方部会代議員選出規程の見直し状況について

総務 4：西日本 SHD パートナーズ倶楽部宛書状

総務 5：厚生労働省「第 14 回診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する検討会の開催
について」

総務 6：第 2 回学会・医会ワーキンググループ 議事録（案）

総務 7：日本産婦人科医会「子宮頸部細胞診報告様式の改定について」

総務 8：分娩費緊急全国調査への協力をお願い

総務 9：禁煙推進学術ネットワーク「第 7 回会議資料、議事録送付とメーリングリスト（TCR-net）登
録について」

総務 10-1：日本医学会「最高裁判所医事関係訴訟委員会から鑑定人等のアンケート結果について」

総務 10-2：医事関係訴訟委員会において推薦依頼をした事案の経過一覧表

総務 11：朝日新聞 10 月 16 日付記事「子宮頸がん予防新ワクチン開発」

総務 12：厚生労働省「母子健康手帳の様式の改正について」

総務 13：環境省「平成 20 年度化学物質の環境リスクに関する国際シンポジウムに係る協力依頼につい
て」

総務 14：文部科学省「定款の一部変更に関わる認可書」

総務 15：文部科学省「臨床研究に関する倫理指針の改正等について（通知）」

会計 1：取引銀行の格付と預金残高

学術 1：日本医師会「平成 20 年度日本医師会医学賞ならびに医学研究助成費受賞者決定の報告について」

編集 1：機関誌からの転載について

編集 2 : 61 巻特集執筆者案
編集 3 : 「2008 年度日産婦誌に関するアンケート」結果暫定報告
渉外 1 : AOFOG Educational Fund
渉外 2 : Memorandum of Agreement among JSOG, KSOG and TAOG
渉外 3 : FIGO World Congress 2009 Scholarship Program
渉外 4 : AOFOG PUBLICATION ATLAS OF USG
社保 1 : 「メノエイドコンビパッチ」に関する要望書
社保 2 : GID 学会からの書信
専門医制度 1 : 平成 20 年度専門医申請審査結果
専門医制度 2 : 平成 20 年度専門医認定審査合格者
専門医制度 3 : 平成 20 年度専門医更新審査結果
専門医制度 4 : 平成 20 年度専門医再認定審査結果
専門医制度 5 : 平成 20 年卒後研修指導施設指定申請審査結果
専門医制度 6 : 平成 20 年度卒後研修指導施設指定更新審査結果
専門医制度 7 : 読売新聞 9 月 18 日付記事「学会ごとに基準 質の保証が課題」
倫理 1 : ART 登録関連資料
倫理 2 : 神経筋疾患ネットワークからの書状
倫理 3-1 : 根津八紘医師に係るこれまでの経緯
倫理 3-2 : 懲戒に関する内規
倫理 3-3 : 関連報道記事
倫理 3-4 : 代理人からの FAX 連絡書「代理出産の件」
倫理 3-5 : 第 17 回口頭弁論調書（和解）
倫理 3-6 : 貴殿の日本受精着床学会学術講演会における発表について
倫理 3-7 : 本学会会員による貴学会学術講演会における学術発表についての照会
倫理 4-1 : JISART からの書状
倫理 4-2 : 本会の回答
倫理 4-3 : 関連記事
倫理 4-4 : 読売新聞 8 月 30 日付記事「卵子バンク計画」
倫理 5 : 朝日新聞 9 月 16 日付記事「代理出産女兒日本へ」
倫理 6 : 読売新聞 10 月 4 日付記事「根津医師処分へ 産科婦人科学会」
倫理 7 : 日経新聞 10 月 5 日付記事「増える多胎 支援の産声」
広報 1 : JSOG-JOBNET 事業報告
広報 2 : ACOG Website 会員専用ページログイン可能人数について
広報 3 : JSOG ホームページアクセス状況
将来計画 1 : 杏林製薬「弊社情報提供資料：内容確認のお願い」
将来計画 2 : 読売新聞 9 月 26 日付記事「葉酸 健康の源」
将来計画 3 : 日経新聞 9 月 30 日付記事「勤務状況の悪化半数」
将来計画 4 : 産婦人科診療ガイドラインー婦人科外来編ー作成委員会委員名簿案
将来計画 5 : 読売新聞 10 月 13 日付記事「妊婦も幼児もシートベルト」
将来計画 6 : 公開市民フォーラム「わが国のお産のあり方を考える」 兼 平成 20 年度第 1 回（通算第 4 回）拡大産婦人科医療提供体制検討委員会開催のお知らせ
将来計画 7 : 読売新聞 10 月 16 日付社説「医療改革読売案」
男女共同参画 1 : 「2006 年実施 働く女性の健康サポート調査」結果の引用について
男女共同参画 2 : 平成 20 年度「女性の健康週間」展開案について
男女共同参画 3 : 地方部会担当公開講座一覧
男女共同参画 4 : 生涯を通じた女性の健康づくりについての WG : 第 1 回議事概要と第 2 回 WG に向けての
論点整理について

無番：10月17日付厚生労働省からの書信

無番：読売新聞10月17日付記事「医学部の3年間授業料免除」

無番：総会会場固定化評価委員会一第62回以降の総会・学術講演会の会場に関する提案一

15:00、理事長、副理事長、常務理事の総数11名全員が出席し、定足数に達したため、吉村理事長が開会を宣言した。吉村理事長が議長となり、議事録署名人として、理事長、副理事長の計3名を選任し、これを承認した。

I. 平成20年度第4回常務理事会議事録（案）の確認

原案通り、承認した。

II. 業務担当理事報告並びに関連協議事項

1) 総務（落合和徳副理事長）

〔I. 本会関係〕

(1) 会員の動向

①沖永莊一 功労会員（東京）が9月25日に逝去された。（10月26日に帝京大グループ葬予定。理事長名で弔電・生花手配済）

(2) 会員の入退会動向について

①平成20年度上期（4月～9月）の入会者数について [資料：総務1-1]

平成20年度の上期入会者は378名となった。うち男性158名（比率41.8%）、女性220名（比率58.2%）である。

落合副理事長「初期研修1年目16名、2年目51名が入会している。初期研修医の会費は5,000円であり、将来産婦人科を目指す研修医がいれば是非入会を勧誘して頂きたい。平成16年卒の入会者数は324名であるが、平成17年卒、18年卒は微増ながら着実に増えている傾向にある」

②平成19年度退会者数及び退会理由について [資料：総務1-2]

平成19年度の退会者は405名、会費未納による資格喪失者は45名であった。退会者の退会理由は資料にある通りである。なお、平成20年度上期の退会者数は196名、資格喪失者は19名である。

(3) 第64回学術集会長立候補について

第64回学術集会長の立候補を9月30日に締め切り、3名が立候補した。については学術集会長候補者選定委員会を同運営内規に基づき開催の上、候補者を推薦し、第4回理事会（平成21年2月28日）にて協議することとなる。

吉川理事（第64回学術集会長候補者選定委員会委員長）「第64回以降は指定された8会場以外の会場を希望する場合、学術委員会で審査することになっている。今回3名の立候補があり、そのうち2名は8会場以外の会場を第1希望としている。については第4回理事会での選出の前に、候補者の第1希望の会場を審査し適否を決定してよいかにつき確認したい。従来は会場を特定しないで理事会での選挙を行っている。また、学術集会長選出後に会場を審査することは可能である」

吉村理事長「選出前の方が宜しい」

岡村副理事長「会場の審査は別個に行う話であり、候補者選出とカップリングで決める問題ではないと思う」

吉川理事「会場は学術集会長候補者選定委員会が学術委員会に審査を依頼し、学術委員会から同選定委員会に報告する。同選定委員会が存続する間に、従って選出前に会場の適否が決まることとなる」

星合理事「過渡期は別にして、会場が条件に合うかどうかの審査はいつでも学術委員会に依頼してよく、従って会場審査は別個に行った方が宜しい」

吉川理事「自分の希望する会場が認められなければ立候補しないということも考えられるので、前もって決めざるを得ない。総会で承認された会場の条件を機械的に審査することになる」

井上理事「審査はいつ行うのか」

吉川理事「書類審査が主体であるが、現地視察を必要に応じて行うかもしれない。会場の審査は依頼があれば立候補とは別個に行う」

星合理事「ポスター会場は4会場まで分散可となっている。大阪では一つの施設内で6会場位を考えているが、条件違反となるか」

吉川理事「理事会に諮って頂き、承認されれば問題ない」

(4) 平成21年度専門委員会公募小委員会（班研究）研究課題公募について
平成20年11月20日を公募の期限として研究課題の申請を受け付けている。

(5) 県立大野病院事件について

①澤副幹事長が日医総研 JMARI Report に県立大野病院事件に関連し、「A Healthcare Crisis in Japan: Criminalizing medical malpractice」を執筆した。[資料：総務2-1]

②福島県病院局は加藤克彦医師の減給処分を取り消し、辞令を交付したとの報道があった。

[資料：総務2-2]

(6) 公益社団法人認定に関わるワーキンググループ

①定款改定案について [資料：総務3-1]

落合副理事長「現在ワーキンググループで定款改定を検討している。未だ最終的なものではないが、資料に示した方向で公益認定等委員会と協議を進めている。次回理事会である程度決定しなくては行けないが、運営委員会内に役員選任に関するワーキンググループがあり、その検討結果を定款に盛り込みたいと考えている。特に重要な点は、地方部会を支部と定義付けると決算を連結しなければいけなくなるため、支援窓口と定義している」

吉村理事長「公益社団法人に認定されるためには様々な改革を行わなければならない。代議員選出、地方部会の位置付け、会計等色々な点で大変な作業となる。抜本的に地方部会の在り方をどう考えるかは今後非常に大きな課題となる。重要なポイントを矢野幹事長より説明して頂く」

矢野幹事長「定款改定案では、地方部会を事務連絡及び支援の窓口として位置付けている。但し、実態的には従来通りの業務を行うことが出来るものとする。地方部会は定款施行細則にも規定されており、現在改定案の作成作業を行っている。代表理事は複数名選任できるがワーキンググループで検討の結果、理事長1名とすることを考えている。学術講演会及び総会の開催時期についても検討したが、医学会総会や主なる基幹学会の学術講演会が4月に集中しており、従来通り4月に開催することが妥当ではないかと考えている。会計の締めを3月末とすると、4月の総会は臨時総会との位置付けとなり、決算及び新役員の選任以外の議案について承認して頂く。決算承認及び新役員の選任については6月末頃に定時社員総会を通信で行うこととなる。従って、新旧役員の交代は定時社員総会終了後となる。地方部会によってはホームページが両会一緒に運営されているところもあり、今後改正していく必要がある」

荒木事務局長より資料に基づき改定案の補足説明があり「9月19日に内閣府の公益認定等委員会事務局と定款改定案について折衝し、問題点を指摘された。それに基づき修正した改定案を資料に示している。地方部会については“従たる事務所”として定款に記載すると登記及び決算を連結しなければならず、それには対応できない実情があるため改定案第4条3項に示した表現としている。今後の日程としては、定款施行細則と共に12月の理事会で承認して頂き、改定案を1月の機関誌に掲載し会員の意見を伺った上で、来年4月の総会に公益社団法人認定後の定款案として諮ることとしたい。公益認定等委員会事務局からは、公益社団法人移行の方針を決定したのであれば、許可に至るまでの指導対応への時間的経過を考えれば出来るだけ早めに認定申請を行った方がよいとのアドバイスを頂いている」との報告があった。

松岡議長「定款改定案を来春の総会に諮る方針か」

落合副理事長「前回の常務理事会では2010年4月の総会に諮るスケジュールを考えていると申し上げたが、1回で承認されるか不透明であり承認されないと先送りになってしまう懸念があり、2009年4月に上程する方向で準備を進めている。他学会では先行する学会の動向を見極めてから申請する考えのところもあると聞いている」

岡井理事「日本医学会の臨床部会の中にこれに関する作業部会を設置している。大きな問題に関しては日本医学会の方針を出すようであるので注目して頂きたい。他学会には本会の動きを見ているところがあるので宜しくお願ひしたい」

岡村副理事長「地方部会の定義を読むと奇異な感じがする。地方部会を切り捨てるとも解釈できるが、歴史的な経緯もあり何らかの形で残しておかないと本会の成り立ちそのものを崩してしまう気がする。

定款からは将来的に地方部会をどのように扱おうとしているのか読めないが、その点については如何か」

落合副理事長「逆の云い方をすると、各地方部会を登記しその上で決算を本会の決算に連結することが出来れば従来通りで構わない。それが出来なければ定款上“従たる事務所”とすることは難しい」

岡村副理事長「各地方部会の決算を連結することは不可能である。地方部会の在り方をどうするかについて定款とは別個に考えないと、非常に混乱するのではないか。理事や代議員の選出あるいは入会も地方部会あるいはブロックに基づいて行っている。定款を見直すに当たっては付随する問題点を精力的に検討して頂かないと地方は混乱するのではないかと思う」

和氣理事「現状地方部会は本部の会費と地方部会費を徴収しているので、会費の徴収にも影響を与える可能性がある」

吉村理事長「公益社団法人になれば会費の徴収方法を考え直さなければいけない。今迄通りではいけない」

和氣理事「そうであれば地方部会の会費設定をどうするのか、独立した会計としてやるのかどうかということまで踏み込まなければいけない」

落合副理事長「現行、会員は地方部会に所属することが原則である。定款改定案に基づくと地方部会に所属しないことになり、かなり状況が変わってくる。本会は公益社団法人となるが、地方部会は任意団体となるかもしれない。そういうことも含めて地方部会の在り方を考えておかなければいけない。現在会費に関しては、地方部会、連合地方部会、本会の3層構造であることは事実であるし、会費の徴収方法も検討しておかなくてはならない。逆にそういうことを検討するいい機会ではないかと考えている。これを前向きに捉えて5年、10年先に産科婦人科学会として更に飛躍できるような形を今から考えなくてはならないと思う」

佐藤監事「公益社団法人となることが第一義であるので、優先的にやらねばいけないことを確認し、従前と齟齬が生じる場所は別途検討するというを各地方部会に伝えて混乱を招かないようにしておけば宜しいと思う。まずは公益社団法人のメリットを会員に知らせることが大事である」

嘉村理事「地方部会に会計を含めてどの程度の変化が予想されるか、おおよそのことを早めに云って頂くと宜しいかと思う。“支援の窓口”は非常に良い読み替え方だと思う」

平松理事「連合地方部会は残るのか」

落合副理事長「連合地方部会は元々定款に定義されていない。役員および代議員選任規定にはブロックが規定されている。地方部会が連合して学術講演会を開催することに対して規制はしていない。全く従来通りで差し支えないと思う」

平松理事「代表理事や業務執行理事という用語を使わなくてはならないのか」

落合副理事長「法律および定款ひな型で示されている用語であり、使用せざるを得ない」

松岡議長「地方部会や連合地方部会を任意団体にすれば独自に会費を集めて従来通りの活動することは何ら問題ない。改定案第21条3項の条文で“社員の全員が同意の意思表示”とあるが公益認定等委員会はこれでよいと云っているのか。多数決で決定すればよいような気がする」

荒木事務局長「法律の条文に準じているが、誤解を招く表現ではあるので、この点確認したい」

星合理事「地方部会のイメージがどうしても掴めない。どういうことが要求されているのか。単なる連絡事務所だが、代議員は地方部会で選出しないといけないとの矛盾があるし、医会支部長と地方部会長が兼任出来ないのであれば、例えば医会支部長となった本会会員の被選挙権を損なうことになるので明らかに不合理である。地方部会に対して説明を慎重にしないと、地方部会がなくなるのであれば公益社団法人にならなくてもいいのではないかと意見が出され、再議決が必要になるかもしれない」

荒木事務局長「公益法人の根拠法は同一なので、一般社団法人を選択した場合も定款は同じ内容で改定せざるを得ない」

松岡議長「今迄と全く変わらないと認識している。形式的に定款から外れているだけである」

吉村理事長「色々な問題があると理解している。地方部会の在り方に関しては従来と同じ方向で行けるかどうか真剣に考えなくてはならない。総会は6月末頃に開催するのがよいと思う」

矢野幹事長「ワーキンググループで総会の開催時期に関して色々検討したが、4月に医学会総会や基幹学会の学術集会、6～7月はサブスペシャリティの学術集会が集中しており、従来通り4月に開催するしかないとの結論となった」

松岡議長「事業計画と予算を総会に諮らなくてはならないので、4月に開催せざるを得ない」

吉村理事長「そうすると決算に関しては別個に総会を開催しないといけないことになるかもしれないが、そういったことを色々検討しなくてはならない。かなり改革をしていく必要があると思う。地方部会長に対しては来年1月か2月頃に説明をする必要があるのではないかと思う」

佐藤監事「理事数に関しては以前文科省から 23 名は多いとの指導があったと思うが、その点に関して内閣府の指導はあるのか」

荒木事務局長「現行の 23 名に関しては特に意見や指導はない。理事数を増やすことについては合理的な説明が出来れば認められる方向だと思う」

落合副理事長「理事の数を増やさないと本会の業務が運営できないことを説明出来れば、理事数を増やすことは可能だと思う」

佐藤監事「定款上理事数を増やしておいた方が宜しいかと考える」

吉村理事長「未だ素案の段階であり、様々な難しい課題がある。次回常務理事会でも検討したい」

星合理事「地方部会長への説明に際しては、公益社団法人となるメリットを再度説明して頂いた方が宜しいかと思う」

②各地方部会の代議員選出規程見直し状況について [資料：総務 3-2]

(7) 最高裁からの鑑定人推薦依頼について

①最高裁医事関係訴訟委員会より鑑定人候補者の推薦依頼があった。(回答期限：10 月末)

落合副理事長より「暫く推薦依頼がなかったため、運営委員会内に鑑定人推薦委員会を常置委員会として設置していなかった。運営委員会内にかつてあった鑑定人推薦委員会の嘉村委員長に候補者を推薦して頂き直接連絡をとって進めて参りたいので、ご了承頂きたい」との提案があり、特に異議なく、了承した。

②日本医学会を通じ最高裁医事関係訴訟委員会鑑定人等のアンケート結果及び推薦事案の経過一覧表を受領した。[資料：総務 10-1, 10-2]

(8) 西日本 SHD パートナーズ倶楽部による産科医学生支援奨学基金について [資料：総務 4]

制度 2 年目となる今年度は、福井県・滋賀県以西の西日本地域における医学部を有する全 34 大学を対象を拡大することとなり、西日本 SHD パートナーズ倶楽部から 34 大学の紹介方依頼があった。各大学から 1 名が推薦されることとなる。因みに昨年度は 11 大学 11 名に奨学金が支給されている。各大学医学部長（医科大学の場合は学長）及び産婦人科主任教授には理事長名で 8 月にご案内を送付済みである。奨学金は大阪コミュニティ財団を通して 10 月から募集開始、11 月末に締め切られる予定である。

落合副理事長「折角の申し出であり、今年は 34 大学全てから推薦して頂ければと期待している」

(9) 婦人科腫瘍委員会関連

①10 月 16 日付朝日新聞記事「子宮頸がん予防新ワクチン開発」 [資料：総務 11]

〔Ⅱ. 官庁関係〕

(1) 厚生労働省

①厚生労働省より第 14 回診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する検討会(10 月 9 日、場所：厚生労働省)の開催通知を受領した。本会より岡井常務理事が出席した。[資料：総務 5]

②雇用均等・児童家庭局母子保健課より母子健康手帳の様式の改正案について本会の意見を求める書信を受領した(10 月 10 日)。(回答期限：11 月 7 日) [資料：総務 12]

落合副理事長「周産期委員会での検討をお願いしたい」

松岡議長「昨年度も申し上げたが、厚労省は外郭団体に作成を委託しており、事前に本会や医会に相談がないまま改正案を作成して本会に意見を求める過程となっている。そのため昨年の改正時には案を提示する前に本会の意見を先に聞いてほしいと要望したので、今年は早めに改正案が提示されたものと思う。第一義的には本会や医会が最初から作業に関わっていないといけない。そのことを母子保健課に対し念を押しておいて頂きたい」

落合副理事長より「本会と医会の連名で母子健康手帳の改定に当たっては次年度の審議のときから関わらせるよう要請したい」との意見が示され、了承した。

また、改正案については周産期委員会で検討することを、了承した。

③10 月 31 日 16:00～厚生労働省において開催される医療事故に関わる調査委員会設置等についての

委員会に意見聴取のため各医学会が招請され、本会から岡井常務理事が出席する予定である。

(2) 環境省

①環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課木村博承課長他1名が「化学物質の環境リスクに関する国際シンポジウム～未来に翔く子どもたちのために～」への協力団体としての名義使用及び会員への周知依頼のため、10月14日に事務局に来所した。協力名義使用、ホームページ、機関誌へ掲載の依頼である。[資料:総務13]

経済的負担がなく、応諾したい。
特に異議なく、承認した。

(3) 文部科学省

①副理事長、副幹事長の設置に伴う定款の一部変更が10月14日付で文部科学大臣より認可された。
[資料:総務14]

②厚生労働省の「臨床研究に関する倫理指針」が改正され平成21年4月1日から施行されることに伴い、文部科学省より周知徹底の依頼があった。内容を機関誌に掲載したい。[資料:総務15]

特に異議なく、承認した。

〔Ⅲ. 関連団体〕

(1) 日本産婦人科医会

①平成20年度第3回学会・医会ワーキンググループを本会理事長、医会会長の出席のもと12月17日に開催する予定である。[資料:総務6]

②子宮頸部細胞診報告様式の改定案について本会の意見を求める書信を受領した。[資料:総務7]
落合副理事長より「対応部署は婦人科腫瘍委員会にお願いしたい」との提案があり、了承した。

③各地方部会長、医会支部長及び分娩取扱医療機関責任者宛に「分娩費緊急全国調査への協力をお願い」の文書を理事長、医会会長連名にて送付したいとの依頼があった。[資料:総務8]

海野委員長「緊急に調査することによって出産育児一時金のかなりの引き上げを短期的に達成できる可能性があるとの話があり、それに基づいて医会で全面的に進めることとした」

吉村理事長「先生方のご協力を宜しくお願いしたい」

(2) 禁煙推進学術ネットワーク

①禁煙推進学術ネットワークより第7回会議資料と議事録を受領した。また、メーリングリスト(TCR-net)の登録方依頼があった。[資料:総務9]

〔Ⅳ. その他〕

(1) 日本更年期医学会より「メノポーズ週間」(開催日:平成20年10月18日～24日)の後援名義使用許可についての依頼書を受領した(9月22日)。

経済的負担がなく、後援を応諾した(9月30日)。

(2) 日本輸血・細胞治療学会より「第57回日本輸血・細胞治療学会総会シンポジウム」(開催日:平成21年5月28日～30日、場所:大宮ソニックシティ)の後援名義使用許可についての依頼書を受領した。

(10月6日)

経済的負担がなく、後援を応諾したい。

特に異議なく、承認した。

(3) 日本メディカルライター協会より「第7回JMCAシンポジウム 医療におけるリスクコミュニケーションの課題と実践—子宮頸がんワクチン問題を中心に」(開催日:平成20年11月4日、場所:東京大学鉄門記念講堂)の後援名義使用許可についての依頼書を受領した。(10月7日)

経済的負担がなく、後援を応諾したい。

特に異議なく、承認した。

(4) 第 14 回国際内分分泌学会議より「第 14 回国際内分分泌学会議」(開催日:平成 22 年 3 月 26 日～30 日、場所:国立京都国際会館)の後援名義使用許可についての依頼書を受領した。(10 月 14 日)
経済的負担がなく、後援を応諾したい。
特に異議なく、承認した。

岡井理事より「国立循環器病センターの池田周産期科部長を通じてサブリーナファンデーションという財団から産婦人科の先生に研究協力してくれないかとの依頼があった。研究に協力するか周産期委員会で検討させて頂きたい」との発言があり、特に異議なく、了承した。

2) 会 計 (岡村州博副理事長)

(1) 取引銀行の格付と残高について [資料:会計 1]

荒木事務局長「サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機は我が国の株式市場や金融機関にも大きな影響を及ぼしている。本会の資金は全額保護される決済用預金においているが、一部を定期預金で運用しており、これについては満期が来た段階で様子見のため一時決済用預金に振り替えることとしたい。本邦の金融機関は健全と思うが、今後の金融機関の状況については注視して参りたい」

3) 学 術 (吉川裕之理事)

(1) 学術委員会関連

(イ) 日本医師会より平成 20 年度日本医師会医学賞ならびに医学研究助成費受賞者決定の報告を受領した。[資料:学術 1]

(ロ) 学術奨励賞に関する会告について

学術奨励賞の推薦、応募方法に関する会告を、機関誌 60 巻 8 号より掲載している。推薦の期間は平成 20 年 10 月 1 日から 10 月 31 日である。

(2) プログラム委員会関連

(イ) 第 61 回学術講演会一般演題の応募について

平成 20 年 10 月 6 日現在の応募数は、一般演題(症例以外) 960、一般演題(症例) 274、国内 IS(症例以外) 20、国内 IS(症例) 3、多施設共同研究 8、合計 1,265 題であった。

(ロ) 第 62 回学術講演会特別講演者推薦、シンポジウム担当希望者公募、第 63 回学術講演会シンポジウム課題公募について

機関誌 60 巻 8 号より公募の会告を掲載している。期限は 11 月 28 日である。

以上につき吉川理事より報告があった。

4) 編 集 (岡井 崇理事)

(1) 会議開催

① 10 月和文誌編集会議、JOGR 編集会議を 10 月 17 日に開催した。

(2) 英文機関誌 (JOGR) 投稿状況:2008 年投稿分 (9 月末現在)

投稿数 569 編 (うち Accept 78 編、Reject 267 編、Withdrawn/Unsubmitted 52 編、Under Revision 57 編、Under Review 103 編、Pending 6 編、Expired 6 編)

(3) JOGR 頁超過について

The Journal of Obstetrics and Gynaecology Research Vol. 34 はワイリーブラックウェルとの契約頁 (890 頁) よりも 50 頁の超過となる見込みで、契約書に従い 1 頁あたり 19,000 円を支出予定である。

岡井理事「アクセプト率は変わらないが、投稿数が増えているため結果として増頁となる」

(4) 和文機関誌に関するアンケートについて [資料：編集3]

9月末を締切として無作為に抽出した会員3,036名（そのうち住所不明・死亡等で30通返送）にアンケートを依頼し、期日までに1,472名（但し1名は高齢のため対象から外して欲しいとの要望）の回答を得ており、解析を進めている。

下平主務幹事より資料に基づきアンケートの中間集計結果につき説明があった。

岡井理事「期日後に回収した回答を含めて詳しく解析した上で、最終結果につき改めて報告したい」

吉村理事長「最終的な分析結果をみて、編集委員会から具体的な方策を提言して頂きたい」

井上理事「機関誌の発行形態に関して、商業雑誌と一体化すればスリム化して宜しいのではないかと思う」

岡井理事「その件に関しては今回のアンケートの質問事項にはないが、ひとつのオプションとしてはありえるかと思うので、編集委員会で議論したい」

(5) 担当校の指示により学術講演会特集号（61巻2号）に掲載するための抄録を一般演題以外（教育講演、シンポジウム等）の国内演者60名に依頼した（10月3日出状、11月25日締切）。

(6) 和文機関誌からの転載許諾につき明文化された規定がなかったため、編集内規に記載する予定で作業を進めている。[資料：編集1]

岡井理事より「転載許諾に関しては従来慣行的に行っており規定がなかったため、編集委員会の内規案を策定したのでご審議頂きたい」との提案があり、内規案の説明があった。

特に異議なく、内規案を承認した。

(7) 来年の特集号についてテーマ・執筆者について編集会議で検討を進めている。[資料：編集2]

岡井理事より61巻特集の執筆者案につき説明があった。

(8) **岡井理事**より「AOFOG事務局長からJOGRを完全オンライン化してはどうかとの提言があった。これを受けて各国のcorresponding editorに紙媒体を廃止することに対して国としてどう考えるか意見を聞いた。中間報告となるが、賛成8学会、中立4学会、反対1学会、未回答5学会となっている。未回答の学会は国の意見としてどうかと聞いているので、手続を踏んでいるものと思われる。紙媒体は廃止の方向性になると思われるが、未回答の学会の回答を待った上で、最終的には本会の理事会の意見で決めることになると思われる」との報告があった。

吉村理事長「常務理事会等で最終的には検討したい」

5) 渉外（嘉村敏治理事）

[FIGO 関係]

(1) 平成21年10月4日～9日にケープタウン（南アフリカ）で開催されるFIGO World Congress 2009に関して、アフリカの若手産婦人科医が参加出来るように、Scholarship Programを創設するとの書信を受領した。先進国の各学会に対して1万ドルを限度とする寄附の依頼である。[資料：渉外3]

嘉村理事より資料の説明があり「渉外としては1万ドルの寄附を応諾したいと考えている」との意見が示され、特に異議なく、1万ドルの寄附を承認した。

[AOFOG 関係]

(1) Educational Fundについて [資料：渉外1]

嘉村理事より「10月14日現在で7,233,000円の寄附総額となっている。このうち1百万円は既にAOFOGに送金済みだが、現在円高の状況なので残額のうち6百万円をAOFOGに送金したい」との提案があり、了承した。

(2) AFOFG publication committee より 2009AOCOG での ATLAS OF USG IN OB GYN の発刊については是認及び資料提供の協力方依頼があった。[資料：渉外 4]

嘉村理事「差出人が publication committee となっているが、AFOFG にはこの committee はないため、様子をみたい。正式な依頼が来た段階で専門の先生方に相談することとしたい」

[その他]

(1) 日本、韓国、台湾との Exchange Program に関する Memorandum 締結について [資料：渉外 2]

嘉村理事より「日韓台の3学会はそれぞれ3年に一度ホスト国となり、交換は毎年行うこととしている。5人の junior fellow、1人の senior doctor、3人の executive を交換するとの Memorandum であり、それぞれの学会の承認を取り付けたい」との提案があった。

岡村副理事長「3ヶ国で一緒にやろうと言い出したのは韓国と思うが、この話を理事会で協議した記憶がない。反対しているわけではないが、署名をする前に理事会に諮る必要があると思う」

嘉村理事「韓国、台湾からは毎年やろうとの話があったが煩雑となるため、本会から3年に一度持ち回りでホスト国となることでどうか相談したところ、韓国は同意した。その際資料は出さなかったが常務理事会では報告している」

吉村理事長「趣旨は問題ないので、次回の理事会に諮ることと致したい」

星合理事「3ヶ国もそうだが、日韓、日独等がどういう順番となっているか一覧表にして頂ければ有難い。自分が学術集会長のとときに何をすべきか誰に聞いても分からない」

嘉村理事「渉外で一覧表を作成させて頂く」

(2) 国際渉外委員会委員の追加について

委員追加：苛原稔先生

特に異議なく、承認した。

6) 社 保 (和氣徳夫理事)

(1) 会議開催

①第3回社保委員会を11月14日(19:00~)に開催する予定である。

和氣理事「社保委員会を活性化させる議論を始めたところである」

(2) 改訂第3版「産婦人科医のための社会保険 ABC」について

和氣理事「ハイリスク分娩管理加算や切迫流産に対する超音波診断の適用について記載がないので、増刷で対応するかあるいは改訂するかについて次回の社保委員会で審議したい」

(3) 第4回常務理事会で承認されたメノエイドコンビパッチに関する要望書を厚生労働省保険局長、医療課長及び日本医師会会長宛に提出した(9月24日)。 [資料：社保 1]

(4) GID 学会(性同一性障害学会)より、「単純子宮全摘術および両側附属器摘除術」について新たな適応として「性同一性障害」を追加することについて、外保連に本会から申請して欲しいとの依頼があった。[資料：社保 2]

和氣理事「法律が通って既に適応される条件にあるため、外保連に申請することになるかと思う。常務理事会の承認を得た上で、社保委員会に報告しアクションを起こしたい。GID 学会と本会の連名で外保連に申請することとなる」

吉村理事長「本会は関与せざるを得ないと認識している」

田中理事「精神科医他の承諾があれば打ってもよいことになっているので、大学の倫理委員会に諮らず男性ホルモン(エンルモンデポ)を定期的に打っている患者を診ている。それに加えて無条件に子宮、卵巣を摘出してよいということか」

和氣理事「2003年に性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律が施行された。その中でそういった医療行為を認めているので、受けざるを得ないのが実情である」

平松理事「岡山にはGIDの患者が沢山いる。無条件に行うのではなく、ホルモン療法、乳房切除等ステップ毎に施設内の倫理委員会できちんと決めていると思う」

和氣理事「そういったプロセスは絶対的に必要と思う。外保連に要望するが従来通り倫理委員会のプロセスは必要だと考える」

田中理事「卵巣に対して radiation を要望する患者が結構いるが、将来的な方向性はどうか」

吉村理事長「岡山大学では radiation のことは問題になっていないか」

平松理事「過去には特に問題になっていなかった」

吉村理事長「質問された件は社保の審議マターではないと思う。GID 学会の依頼に関して外保連に申請することは宜しいかと考える」

以上協議の結果、特に異議なく、承認した。

7) 専門医制度 (星 和彦理事)

(1) 第3回中央委員会について

第3回中央委員会を9月20日に開催し、平成20年度専門医認定二次審査結果、専門医資格更新・再認定審査結果、卒後研修指導施設指定審査結果を協議した。

①専門医認定二次審査

申請者：375名、受験者：筆記試験372名(東京207名、大阪165名)、面接試験332名(東京183名、大阪149名)、合格者：349名(東京195名、大阪154名)、不合格者：24名(東京13名、大阪11名)であった。[資料：専門医制度1、2]

結果的に合格率は93.5%となった。合格者については機関誌60巻11号と本会ホームページに掲載する予定である。

②専門医資格更新審査

更新申請は1,295名で、合格は1,291名、不合格4名であった。[資料：専門医制度3]

③専門医資格再認定審査

- ・再認定申請は69名で、合格は67名、不合格は2名であった。[資料：専門医制度4]
- ・新規申請者・更新申請者・再認定申請者ともに、申請者宛に9月20日付で審査結果を通知し、新規申請合格者は専門医登録が済み次第認定証を送付する。更新申請合格者・再認定申請合格者は地方委員会宛に10月1日付で認定証を送付した。

④資格更新延期願

資格更新延期願申請は14名あり、延期可は13名、延期不可は1名であった。[資料：専門医制度3]

⑤卒後研修指導施設指定審査

- ・新規申請施設は15施設で、合格施設14施設、不合格施設1施設であった。[資料：専門医制度5]
- ・更新申請施設は64施設で、合格施設61施設、不合格施設3施設であった。[資料：専門医制度6]
- ・新規指定申請施設、更新申請合格施設は、施設長宛に10月1日付で指定証を送付した。卒後研修指導施設は10月1日付で751施設となった。

星理事より資料に基づき上記①から⑤の説明があり「筆記試験問題評価委員会から4題の不適切問題を指摘され、中央委員会で検討した結果、この4題を採点から省くこととした。昨年の合格率は89.4%であり4%程度上がっているが、今年は面接の不合格者もなく全体的によく勉強して頂いたと解釈している」との報告があった。

吉村理事長「受験者はよく勉強していると感じた。日本専門医制評価・認定機構では合格率が90%を超えるのは如何なものかとよく云われる。この辺は今後よく考えていかななくてはいけないと思う。産婦人科、整形外科、泌尿器科の3科がいつも云われている」

岩下理事「3領域(周産期、生殖、腫瘍)で点数が偏った人はいなかったか」

星理事「総合点がよくても1つの領域で30%以下の人は落とすとの方針であったが、今年はそのような偏った人はいなかった」

吉村理事長「来年からは新しい制度の下で研修を受けた人達が受験する。今迄は大学病院で研修した人が比較的多かったが、自分で研修施設を見つけて研修する人が多くなると、研修先の病院でバランスのとれた研修が行われているか、施設基準を満たしているかにつき専門医制度委員会で今後検証して頂

かなくてはならない。専門医制度は色々と改革していく必要があると思うので宜しくお願いしたい」

(2) 9月18日付読売新聞記事「学会ごとに基準 質の保証が課題」[資料：専門医制度7]

8) 倫理委員会 (星合 昊委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録 (平成20年9月30日)

- ①ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：52 研究
- ②体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録：613 施設
- ③ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する登録：613 施設
- ④顕微授精に関する登録：487 施設
- ⑤非配偶者間人工授精に関する登録：16 施設

(2) 着床前診断に関する臨床研究申請・認可について

申請件数：85 例[承認 59 例、非承認 4 例、審査対象外 4 例、照会中 1 例、審査中 17 例]

(3) 会議開催

- ①第4回登録・調査小委員会を9月30日に開催した。
- ②第2回倫理委員会を10月3日に開催した。

星合理事「第4回常務理事会の指示に基づき以下の(7)～(9)の事項に関し審議のため倫理委員会を10月3日に開催した」

(4) ART 登録について

①ART 登録施設の有志 10 人程度と登録調査小委員会齊藤英和委員長が、8月29日日本受精着床学会開催中の福岡において、ART 登録に関する非公式な懇談会を行った。その結果、ART の症例登録に関して、不明瞭な点、誤解を生じやすい点、改善が望まれる点が明らかとなった。このため、ART 登録全施設に呼びかけて、症例登録の方法の確認、登録施設からの意見の聴取が必要と考えられた。急を要する事案であると判断され、来る10月23、24日の生殖医学会総会(神戸にて開催)において、「登録に関するご意見聴取の場」として行うことが了承された。[資料：倫理1]

②前項の「登録に関するご意見聴取の場」において、併せて登録データの年次集計を供覧し、ART 登録施設へのデータのフィードバックを行う予定である。

③前項にある、ART 登録施設からの症例データの年次集計は、各施設のデータ入力モチベーションを高める上でも、毎年行うのが望ましいと考えられるが、行うことの是非、および行う場として日産婦学会総会時または他の学会(生殖医学会)開催時のいずれが適切か。

星合理事より ART 登録について上記①～③の報告があった。

吉村理事長「症例数の多い施設から一括登録を認めて欲しいとの要請がある。地方自治体が一括登録を認めて特定不妊治療費を出すということであれば止むを得ない。大事なことはデータをしっかり取って頂くことである。わが国生殖医療のデータ集計に関する検討課題について日本受精着床学会その他で話し合いをしているが、出来る限り個別登録を行う方向性でお願いするつもりである。将来的には国が登録を行う方向性に持っていく方が宜しいのではないか。学会で登録を行うことは極めて困難な状況となっていることを理解して頂きたい」

(5) ART 登録データの、日産婦会員による使用の是非について

登録調査小委員会において集積された全国 ART 登録施設の症例データは、年次統計として集計され日産婦誌およびホームページ上に公開されているが、そこに公開されていない統計について使用を求める申請があった。このような統計は、個別症例の生データを用いて解析すれば算出することは可能である。

(今回の申請は具体的には、ART における M-D 双胎と D-D 双胎それぞれの性比の統計の要望である)

星合理事「議論したが結論は出なかった。集積されたデータを有効に使うことに関して異論はないが、個人的使用に関しては今後議論を深める必要があるとの意見に集約された」

(6) 神経筋疾患ネットワークより9月15日に開催された着床前診断についてのシンポジウムに関して、講師派遣の礼状を受領した。[資料：倫理 2]

星合理事「着床前診断に反対しているが、本会と敵対しようとの意図がある会ではないことが分かった。但し、理解し合うことは難しいとの感じはした」

吉村理事長「星合先生と杉浦先生に出席して頂いた。こういった関係者と接触を持つことは極めて大切である。本会からの出席を好意的に見て頂いており、よかったかと思う」

(7) 根津会員の日本受精着床学会における「代理懐胎実施」の発表への対処について

[資料：倫理 3-1~7]

倫理委員会において協議した結果、

① 日本受精着床学会という他の学会での発表であるので、新聞報道などと同じに捉えて、事実確認を行う。

② 事実でないという返事が届いた場合以外は、処分を行うのが相当と考えられる。

③ 処分の内容については、「会員資格の停止」以上のものは、適切とは考えられない。

④ 日本受精着床学会に対しては、根津会員が当該発表を行うことを適切と判断した経緯（担当役員会の審議、会長の判断、等）を倫理委員長名で照会する。

の提言をまとめた。

星合理事より資料に基づき上記①~④の説明があり「昨年4月に代理懐胎に対し嚴重注意処分としたが、その後も代理懐胎を行っているとの事実が確認出来れば更なる処分が必要であろうとの結論に至った」との報告があった。

吉村理事長より「学会の autonomy を考えれば本会がとやかく云うべき問題ではないと思うが、本会としてどのように対応していくべきか倫理委員会で協議した。事実確認の意味で[資料：倫理 3-6]根津医師宛の書状及び[資料：倫理 3-7]日本受精着床学会倫理委員会委員長宛経緯照会の書状を発送したいが宜しいか」との提案があり、特に異議なく、承認した。

吉村理事長「根津医師に対する処分については倫理委員会でも様々な意見が出た。今日は結論を出さなくて宜しいかと思うが、先生方の意見を伺いたい」

岡村副理事長「日本受精着床学会で根津医師がどういう発表したか確認することは出来るか」

吉村理事長「抄録で確認出来る」

岡村副理事長「その抄録を常務理事会に提出して頂いて内容を確認する必要はないか」

吉村理事長「次回常務理事会には用意できる。医学的な発表ではなかったとの印象である。根津医師のホームページに掲載されているデータと全く変わらなかったと認識している」

佐藤監事「根津医師の行動に対してどのように立ち向かっていくのかは本会の決断次第である。従って、根津医師の処分に関しては会員に総意を聞くべきと思う」

星合理事「倫理委員会では、裁判所の和解条項に違反しているにも拘らず本会が処分をしないのは、本会が裁判所を侮辱していることになるのではないかと意見が出た。そのような協議を経て本日提案させて頂いていることを理解して頂きたい」

松岡議長「“会員資格の停止以上のものは、適切とは考えられない”とは譴責までと考えているのか」

星合理事「議論の過程では当面は譴責までだろうということである」

吉村理事長「そのような意見があったということであり、決定ではない」

岡村副理事長「日本受精着床学会に問い合わせる目的は、事実であると本会が認定するためか」

星合理事「目的は、本会が会告で代理懐胎を禁止していることを同学会は知っているにも拘らず、何故発表させたのかという手続論に関して照会している。同学会のかなりの数の会員は本会の会員でもある」

岡村副理事長「経緯が分かったときに同学会に対して本会から何かアクションを起こすつもりで照会しているのか」

星合理事「それは考えていない」

吉村理事長「学会には autonomy があるので、学会としてどういった手続、話し合いが持たれて発表に至ったのか経緯を教えてくださいということだけである。本会として何か出来ると云う問題ではないとの理解で結構だと思う」

田中理事「根津医師と同じような考えをもっている会員は沢山いると思う。根津医師の今回の問題に対する取扱いがどうなるかによって、一斉に走りだす会員がいるのではないかと危惧する」

吉村理事長「そうは思わない。何の拘束力もないのに違反しているのは根津医師一人であり、法律も

ないのにこれだけうまくやっているとこの本会のmedical professionとしての意義は大変なものであるということをも日本学術会議でもよく聞く。代理懐胎をする会員が何人も出てくれば問題であるが、本職は日本の産婦人科医を信頼している」

田中理事「根津医師は一度除名され、和解して会員に復帰した。再度確信犯的に会告違反したことに對して、一般的に緩いと思われるような処分を下せば、それならばということで会員の反応は1回目のときは違ってくるのではないかと思う」

吉村理事長「先生の懸念も分かるので、もう少し時間をかけたい。少なからずそのように思っている会員がいると思うので、その辺りを考慮して判断したい。知恵を出し合って如何なる判断を下すか皆で検討したいと思う」

和氣理事「本会と根津医師との和解条項と日本学術会議の提言の二つは非常に大きいものがある。こういうrestrictionがあるから今静まっている状態であり、これを維持することが重要である」

吉村理事長「本日の意見を踏まえ、倫理委員会で再度検討して頂きたい」

(8) JISART による「卵子バンク計画」への対応について [資料：倫理 4-1~4]

倫理委員会において協議した結果、

① 昨年の JISART からの申請の段階で日産婦学会として返答しているので([資料：倫理 4-2])、今回日産婦学会としての行動を起こす必要はない。

② いずれかの学会において実施したことを認める発表がなされた場合、日産婦学会としても臨床上の推移や科学的データを把握するよう、JISART に働きかける。

の提言をまとめた。

(9) インドにおける日本人男性依頼による代理出産の報道への対処について [資料：倫理 5]

倫理委員会で協議した結果、日産婦学会としてコメントする必要はないとの結論に達した。

(10) 10月4日付読売新聞記事「根津医師処分へ 産科婦人科学会」[資料：倫理 6]

星合理事より「第2回倫理委員会終了直後に取材を受け、少なくとも処分は必要であろうとの話をしたらこのような記事となった」との説明があった。

星理事「懲戒に関しては本会が一枚岩で色々な意見があったとしても多数決で決定することが必要である。倫理委員会の段階で新聞に出てしまうと常務理事会や理事会で異なった結論になった場合一枚岩とは云えないので、最終的な判断が出た段階での報道の方が宜しいのではないかと思う」

吉村理事長「今後気をつけることとしたい」

(11) 10月5日付日経新聞記事「増える多胎 支援の産声」[資料：倫理 7]

(12) **星合理事**より「今後懲戒に該当する事例が出るかもしれないということで、懲戒に関する内規に関して倫理委員会で議論した。平岩先生から助言も頂いたが、(4) 退会勧告の文章を“従わない場合は除名することが出来る”と改定したらどうかとの意見が出された」との報告があった。

和氣理事「内規の改定は総会に諮らなくてよいか」

吉村理事長「理事会で決定し、総会に報告することとなる」

井上理事「退会を勧告しても退会しない場合はどうなるか。一方で処分をきっちりするとの考え方もある」

和氣理事「退会勧告しても会員が従わない可能性があるが、その場合(3) 資格停止より軽い処分となってしまう」

星合理事「退会勧告を受けた会員は当然会員資格を停止されているものと理解されると思うが、明文化はされていない。また、退会勧告を受けてから除名までの期間も明文化されていないので運用が可能との意見も出た。しかし、総会で除名の動議が出された場合、対処せざるを得ない。従って個人的には“除名することができる”の方が宜しいかと思う」

嘉村理事「除名と同じ効力があるので退会勧告を処分の4番目にいれたものと認識している。そのような気迫をもって懲戒内規を策定したので、現行のままで宜しいかと思う」

星理事「除名は総会で決議しないといけない。現行の文章では総会の決議がなくても理事会で除名できると解釈できるのではないか」

松岡議長「退会を勧告すれば殆どの人は退会するとの想定であった。そうでなければ除名処分という

次のステップに進むということである。即ち5番目の除名に移行することになれば総会の決議となる」

星理事「そうであれば内規としては“除名することができる”とした方が整合性がとれるのではないか」

松岡議長「会員資格の停止や退会勧告に時間の明記がなく曖昧さを残しており、執行部の運用に幅を持たせている形となっている。内規では除名までのステップとして(1)～(4)までの処分を規定している」

佐藤監事「内規のモデルになったものは何か。日弁連の規程では“除名することができる”となっていると思う。従って、平岩先生もそのように進言したのではないか。日弁連は強制加入団体なのでかなり厳しい規程と思う」

星合理事「退会勧告で退会した場合と除名された場合とでは再入会の手続の重さがかなり違うのではないか」

吉村理事長「本日は問題提起をさせて頂いたので、先生方にはよく考えて頂いて、次回常務理事会、12月の理事会で協議することにした」

岡井理事「根津医師のケースを一つの適用の例として審議するのは宜しいが、それに合わせて内規を変更するのは間違いである。普遍的に考えて妥当な内規を作っておく必要がある。根津医師は特別なケースであることを認識すべきである」

吉村理事長「倫理委員会でも、根津医師の問題とは関係なく内規の改定を検討すべきであるとの意見が出た。同じ時期にやると根津医師を意識していると受け取られてしまいがちであるが、内規について粛々と考え直すことで宜しいかと思う」

澤副幹事長「日弁連の弁護士個人に対する懲戒は、1. 戒告、2. 2年以内の業務停止、3. 退会命令、4. 除名の4種だが、これは弁護士法に規定されている」

落合副理事長「(4)退会勧告は(3)会員資格の停止よりも重い処分であり、明文化されていないが会員資格の停止をした上で退会勧告となる。(3)会員資格の停止は有期であるが、(4)退会勧告の際の会員資格の停止期間は無期となる。“除名することができる”としてもこの順番が変わることはない。(5)除名が極刑とすれば、(4)退会勧告は無期懲役との位置付けで理解して頂ければと思う」

9) 教育 (岩下光利理事)

(1) 会議開催

①10月10日に開催された若手医師の打合せを受け、第2回教育委員会 若手医師による学術企画検討委員会を11月7日に開催する。

(2) 「産婦人科研修の必修知識2007」頒布状況について

10月7日現在、入金済3,391冊、校費支払のため後払希望35冊、購入依頼2冊。

(3)平成21年度専門医認定審査筆記試験問題作成委員26名に問題の作成を依頼した(12月22日締切)。

(4) 日本産科婦人科学会「明治乳業 産婦人科医育成奨学基金」による海外派遣について

①2009年開催第57回ACOG(American College of Obstetricians and Gynecologists)への応募者31名の中から書類審査のうえ10名を選考した。

②選考委員会委員からの意見を受け、抱負文書のフォーム作成を予定している。

(5) 用語について

①今春発行の用語集につき、矢野 哲会員より「月経前症候群」の解説につき意見がよせられた。用語小委員会委員に検討を依頼している。

②日本医学会医学用語小委員会よりの依頼について

(イ) 9月1日付け「facial cleftの日本語訳」につき検討依頼があり、用語小委員会委員で検討した結果を日本医学会医学用語小委員会に報告した(10月1日)。

(ロ) 9月10日付け「奇形」につき検討依頼があり、用語小委員会委員で検討した結果を日本医学会医学用語小委員会に報告した(10月1日)。

以上につき岩下理事より報告があった。

Ⅲ. 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 広報委員会（平松祐司委員長）

(1) 会議開催

①第3回広報委員会・情報処理小委員会 合同委員会を11月14日に開催する予定である。

(2) JOB-NET 公募情報について [資料：広報1]

平松理事「現在掲載中は29件、採用決定数は7件である」

(3) ACOG Website 会員専用ページログイン可能人数について [資料：広報2]

平松理事「現在ログイン可能人数は7,244名である。先月より11名増えている」

(4) ホームページアクセス状況について [資料：広報3]

平松理事「9月までの月平均アクセスは116千件となっている」

(5) 本会ホームページに「トップページ掲載写真公募についてのお知らせ」を掲載した。

平松理事「トップページの掲載写真を替えたほうがいいのではないかと意見があり、11月末日を期限に会員から写真を募集することとした」

(6) あすか製薬バナー広告掲載期間が半年延長され、2009年3月末迄となった。

平松理事より「バナー広告を増やすべく個別に企業と交渉している。第60回学術講演会で商業展示をした企業にバナー広告の案内を出したいが、MAコンベンションによれば情報開示には学術集會長の許可が必要ということであり、岡村州博先生に許可を頂きたい」との発言があり、岡村先生の承諾を得た。

2) 将来計画委員会（井上正樹委員長）

(1) 会議開催

①第3回将来計画委員会を10月17日（17:45～）に開催する予定である。

(2) 第1次中期目標・中期計画の評価作業について

井上理事「2部署を除く各部署から評価報告を受領した。本日の将来計画委員会でその内容について検討する。次回常務理事会には報告したいと考えている。将来計画委員会としては評価報告を纏めた上で次の将来計画について議論したいと思っている」

(3) ガイドライン委員会（産婦人科診療ガイドラインー産科編）

①「産婦人科診療ガイドライン」頒布状況について

10月7日現在、入金済8,961冊、後払希望50冊。

②杏林製薬より妊産婦への「葉酸」摂取の啓蒙活動の一環として作成した医療従事者向けの情報提供資料の中に産婦人科診療ガイドラインの項目を掲載するにあたり、その表記方法につき照会があった。水上委員長はA案に賛成しており、本会としてA案を推奨したい。なお、医会は役員会でA案を承認した。[資料：将来計画1]

吉川理事より「A案を推奨したいが宜しいか」との見解が示され、特に異議なく、承認した。

③9月26日付読売新聞記事「葉酸 健康の源」[資料：将来計画2]

④10月13日付読売新聞記事「妊婦も幼児もシートベルト」 [資料：将来計画5]

(4) 産婦人科診療ガイドライン—婦人科外来編—作成委員会

①産婦人科診療ガイドライン—婦人科外来編—作成委員会の打合せ会を10月9日に開催した。

②委員について [資料：将来計画4]

学会側：調整役 吉川 裕之

委員 八重樫伸生、野口靖之、藤原道久、吉村和晃、武田卓、伊藤潔、森田峰人、
齋藤寿一郎、百枝幹雄、田坂慶一、上原茂樹、末岡浩、金岡靖、松本光司、
角俊幸 (以上15名)

医会側：調整役 川端正清

委員 小林浩、藤井俊策、白須和裕、北川浩明、安達知子、鈴木光明、五味渕秀人、
小関聡、竹田省、杉本充弘、藤井恒夫、鎌田正晴、前田津紀夫 (以上13名)

吉川理事「委員は以上のメンバーとし、委員長は八重樫伸生先生、副委員長は小林浩先生としたい。委員に対しては本会理事長、医会会長連名で委嘱状を出すこととなる」との提案があり、特に異議なく、承認した。

吉川理事より「ペンディングとなっている委員に対する交通費の支給基準であるが、産婦人科編の収益から支払うことを前提に本会の基準で支払い、医会基準との不足分は医会で（医会側委員に）補充してもらおう方向性を考えている」との補足報告があった。

(5) 産婦人科医療提供体制検討委員会

①9月30日付日経新聞記事「勤務状況の悪化半数」[資料：将来計画3]

②平成20年度第1回拡大産婦人科医療提供体制検討委員会について [資料：将来計画6]

海野委員長「11月1日に第1回拡大産婦人科医療提供体制検討委員会兼公開市民フォーラムを岡村班との共催で開催する。11月21日に第2回医療提供体制検討委員会を開催する予定である」

(6) 読売新聞社の医療改革提言について [資料：将来計画7]

3) 男女共同参画検討委員会（田中俊誠委員長）

(1) 女性の健康週間委員会

①「2006年実施 働く女性の健康サポート調査」結果の引用について [資料：男女共同参画1]

清水副議長（女性の健康週間委員会委員長）より「女性の健康週間委員会は働く女性に対するアンケート調査を2006年に実施したが、そのデータの一部を本（朝日新聞出版「ワークライフバランス」）に引用したいとの意向である。内容は資料にある通りであるが、2006年3月3日に女性の健康週間委員会としてデータを一般紙に公表した経緯もあり、9月12日開催の女性の健康週間委員会では引用につき承認した。については常務理事会の承認を頂きたい」との提案があり、特に異議なく、承認した。

②平成20年度女性の健康週間展開案について [資料：男女共同参画2]

③生涯を通じた女性の健康づくりについてのWG：第1回議事概要と第2回WGに向けての論点整理について [資料：男女共同参画4]

清水副議長「厚労省の女性の健康づくり推進懇談会に関連して、女性の生涯健康手帳を広げたいということでワーキンググループ(WG)を立ち上げており、このWGに委員として参加している。厚労省としては女性の生涯健康手帳を刷新することは考えておらず、色々なところが出している健康手帳を整理しファイル形式で各都道府県に配布したいとの意向である。今年度に関しては女性の生涯健康手帳を例年通り本会で発行する予定である。WGでは本会としての意見を述べる立場としたい」

(2) 地方部会担当公開講座について [資料：男女共同参画3]

以上